

## 『宇治拾遺物語』の歴史批評―第六一段の編述―

井 浪 真 吾

### 一 はじめに

三木紀人氏は、『宇治拾遺物語』（以下、『宇治拾遺』）第一〇段「秦兼久（兼方）、向通俊卿許、悪口事」（目録題、以下同）をめぐる論考<sup>〔1〕</sup>の中で次のように述べている。

実名の人物が登場する話のすべてに該当する事であるが、この

第一〇話を面白がるには一寸した予備知識が必要である。

第一〇段は、『後拾遺集』入集を期待して撰者藤原通俊のものを訪れた秦兼方が、自賛歌への通俊の言いがかりめいた歌評に憤って悪口放言に及んだ話題である。この章段の読み手に「必要」な「一寸した予備知識」、また、それを介した「面白」味について、三木氏はその一端を次のように説く。

兼方が歌ったのは（稿者補「こそ見しに色もかはらず咲きにけり花こそものは思はざりけれ」、ある年、ある場所であつた）眼にした花ではない。場所は後三条院の勅願寺たる洛西の円宗寺、院の時代の記憶が濃厚にただよっていたであろう大寺院の庭である。そして、時は院の崩御の翌年の春、つまり延久六年、諒闇の期間がまだ明けぬ頃である。

とすると、兼方の歌った情景は、ほかならぬ通俊の眼には、痛烈な皮肉として映ったのではないか、という空想が可能である。故人後三条院はいうまでもなく白河院の父君である。その識見の高さなどをうたわれる天皇だが、在位わずかに約四年、讓位後半年にして世を去られた。その継承者白河院の側近として、いわば、後三条院の早い退場によってめざましく浮上していったのが通俊である。（中略）兼方の諷刺した「花」の中に、通俊がおのれの姿を見なかったとしたら、彼はよほど鈍感な人

物という事になる。(中略)

いずれにせよ、通俊はその立場上、この歌の巧拙にかかわらず、ほめるわけにはいかなかったはずである。彼は、いわば、美学的にはなく政治的に、けちをつけざるをえない。

三木氏論考は次のように結ばれている。

以上、憶測を加えつつ、もっぱら第一〇話とその前後に焦点をしばって宇治拾遺の方法の一端を見ようとした。同じような手口が可能な部分はまだ他にも存するが、それについては他日を期したい。いずれにせよ、小論で見たような、舞台の前面からはにわかに見えぬ「糸」があるのだとすれば、この作品世界の解明は、想像以上に厄介のようである。

本稿では、三木氏の「手口」を範として「舞台の前面からはにわかに見えぬ「糸」を操る「宇治拾遺の方法」を「他」に探り、もって「作品世界の解明」を試みる。取り上げるのは第六一段「業遠朝臣蘇生事」。『宇治拾遺』は本話題をめぐってどんな「予備知識」を語りの背後に仕組み、いかなる「面白」味を提供し、どのような眼を読者に開こうとしているのか。そうした考察を通じてこの作品の歴史批評のあり方にせまってみたい。

## 二 道長愛顧憐憫の物語り

『宇治拾遺』第六一段の本文は次の通りである。<sup>2)</sup>

これも今は昔、業遠朝臣、死る時、御堂の入道殿、仰られけるは、「いひをくべき事あらむかし。不便の事なり」とて、解脫寺の観修僧正を召して、業遠が家にむかひ給て、加持する間、死人、忽に蘇生して、要事をいひて後、又、目を閉てけりとか。

同話は『古事談』（建保三年（一一二一）以前成立）『真言伝』（正中二年（一一三二）成立）に見える。『宇治拾遺』の依拠資料の一つと目されている前者では、本話題は「第三僧行」に高僧靈験諸譚の一つとして収載されている。<sup>3)</sup>（二五三段、記録文体、『宇治拾遺』とほぼ同文。真言密教の高僧伝である後者の「大僧正智静」（諱観修）条に『宇治拾遺』『古事談』とほぼ同文で語られる本話題の末尾には、「彼禅閑（稿者補、道長）コトニ此僧正ノ護持ヲ憑ミ玉フ。不思議ノ法験ヲ施スコト十一箇度ト云ヘリ。」との評が加えられている（巻第五・19）。これらは、本話題が「有験で知られる観修の逸話」として理解され語られたことを教える。

一方、『宇治拾遺』は「業遠朝臣蘇生事」を目録題とする。本段は「業遠朝臣」を主語としてその蘇生遺言の逸事を一文で語る。この構文

に従い、「観修」ではなく「業遠」に焦点を合わせ、言わば本話題の「舞台の前面」（業遠蘇生遺言の物語り）を正確にトレースしたのがこの目録題であろう。

こうして、本話題をめぐっては「観修」「業遠朝臣」のいずれに焦点を合わせるかによって、伝承過程に異なる理解が生じていたことが確認できる。では、この「実名の人物が登場する話」はその始まりにおいていかなる話題として語られたのか。以下、『宇治拾遺』の「実名の人物が登場する話のすべて」に「必要」とされる「一寸した予備知識」を史料に窺い、それを手掛かりにいささかの「憶測」を加えて検討する。

まずは「業遠朝臣」。高階業遠（九六五～一〇一〇）に関しては、『御堂関白記』に「三十講。提婆品日也。仍有捧物事。有酒肴。業遠朝臣。」（長保六年（一〇〇四）七月十五日条を初めとした道長（九六六～一〇二七）への奉仕ぶりが記され、また、寛弘四年（一〇〇七）八月の道長金峯山参詣への同行や死の直前の除目での丹波守重任推荐など、道長の「愛顧」も確かめられる。藤原実資も、業遠死後の『小右記』寛仁二年（一〇一八）二月七日条に「業遠者大殿無双者也。」と述べており、道長と業遠との並々ならぬ関係は周辺の人物の記憶に永く留まる事柄としてあったことが分かる。

次に「観修」。観修僧正（天台寺門派、大僧正、九四五～一〇〇八）は『統本朝往生伝』1（一条天皇）に「有驗之僧」の一人として名

が挙がる人物である。先の『真言伝』記事にもあるように、道長との厚誼にはこれまた並々ならぬものがあつた。『栄花物語』巻第一五「うたがひ」には長保二年（一〇〇〇）四月から六月末に及んだ道長の大病を祈禱して平癒せしめ、同年八月に一条帝によって大僧正に任ぜられたと伝えられている。<sup>53</sup> さらに、『元亨釈書』四には、信任を得て道長の昇進を祈った話題<sup>54</sup>、道長に命ぜられて「許多瓜子」から毒蛇の潜む一瓜を選別した逸事<sup>55</sup>も取り上げられている。また、道長自身、臨終間際の観修を自らの病を押して直々に見舞ったことを『御堂関白記』に記している。<sup>56</sup>

こうした人間関係を「予備知識」としてもつ者にとつては、本話題中の道長の発言、「いひをくべき事あらむかし」は生前の業遠「愛顧」の道長像と重なり、「不便の事なり」もこれに由来する憐憫の情（「不便」≠不憫）の発露として聞かれるのであろう。加持僧の同道についても、他ならぬ観修の召喚は、道長の業遠への憐憫の心の深さを確かめさせるはずである。加えて、その観修の奉仕も、上の『統本朝往生伝』1（一条天皇）における院源・慶円話題<sup>57</sup>にもある典型的な蘇生加持譚、『日本書紀』巻第一一仁徳天皇条の太子菟道稚郎子、『日本霊異記』下巻第30縁の老僧観規以来の伝統的モチーフ<sup>58</sup>としてある蘇生遺言譚であり、いずれも「有驗之僧」観修に相応しく、道長の信任に応える観修の加持靈験として、一話に語られる出来事の「本当らしさ」を感取させるものごとくである。

かくして「一寸した予備知識」は本話題を道長をめぐる業遠愛顧憐憫の物語りと理解させる。それは、本話題が当初、そうした衆人周知の「予備知識」を前提とした道長の物語りとして語られたことを考えさせる。『宇治拾遺』の諸注が「業遠と道長との関係の細やかさ」<sup>15)</sup>「道長の部下に対する心やさしい配慮」<sup>16)</sup>の評を本章段に与えているのも故なしとしない。

### 三 「高倉殿」の物語り

本話題は、こうして道長をめぐる物語りである。業遠にかかわる「いひをくべき事」(『古事談』「遺言事」、『真言伝』「遺言スベキ事」)「要事」(『古事談』「遺言要事等」、『真言伝』「要事等」)の中心について言及がないのは、この物語りにとってはそれが要件ではないからだろう。けれども、蘇生遺言譚は遺言を主題とするのが常である。したがって、本話題の享受の間にはそこに関心を寄せる者もいたであろう。「業遠の思いには何かわけがあるが、その内容不明のため、釈然としない。」<sup>15)</sup>『宇治拾遺』の編述主体もそうした享受者(『古事談』読者)の一人だったとおぼしい。

「要事」とは何か。この問いに引き寄せられた者の内には、話中の「業遠朝臣死る時」(『古事談』「業遠朝臣卒去之時」)、「御堂の入道殿」(同「入道殿」)、「業遠が家」(同「業遠之宅」)から、「高倉殿」<sup>16)</sup>に想到する者もいたであろう。なぜなら、そこはもともと「業

遠宅」であって、業遠の死後に道長家の所有に帰し、息頼通以降代々の撰閲家に伝領されていたのだから。『宇治拾遺』編述主体もその一人。それは、この「予備知識」への回路、すなわち「糸」を、直前章段第六〇段「進命婦清水寺詣事」の末尾に周到に編み込んでいくところに確かめられる。

其後、この女房、宇治殿に思はれ参らせて、はたして京極大殿、四条宮、三井の覚園座主を生みたてまつれりとぞ。

『宇治拾遺』が前後章段との間に連関を仕組み、いわば編述とも称すべき語りを構成することはよく知られている。<sup>17)</sup>一話は頼通の子孫繁栄の由来を語る話題として語り終えられているが、ここに出る「宇治殿」は次話第六一段(本章段)の「業遠が家」との連関を通じて頼通郎たる「高倉殿」を読み込ませる仕掛けでもあったのである。ところで、道長が業遠邸を取得する経緯は源経頼(九七六—一〇三九)『左経記』長和五年(一〇一六)三月二三日条に次のように記されている。

二十三日、丁卯、参内。(中略)及暗帰参内。左府令渡給故業遠朝臣出御内宅。件宅彼後家転左府已畢。而依為吉日、今度始渡給也。但饗饌用意等、参御共。即帰参内。(傍線、稿者、以下同)

もつとも、これより先、『日本紀略』長和三年（一〇一四）三月二〇日条には、皇太后宮（稿者補、彰子）遷御権大納言頼通卿高倉第。」とあり、また、『栄花物語』（巻第一二「たまのむらぎく」）長和五年一月二日の枇杷殿焼亡の件りにも、「宮の御前（稿者補、妍子）も、この枇杷殿いと近き所に、東宮亮業遠といひし人の家、大將殿（稿者補、頼通）に奉りたりしにぞ、まづ渡らせたまひぬる」と語られている。

道長なのか、頼通なのか。御堂家への伝領の時期や経緯には詳らかならぬ点が残る。<sup>18</sup>しかし、一方、道長は寛弘五年（一〇〇八）の数日に及ぶ滞在など、<sup>19</sup>業遠の存命中から土御門第に近接した「業遠宅」を自在に利用しており、<sup>20</sup>没後の長和四年（一〇一五）にも、皇后城子の申し出を承けて御説経の場所を同邸に移すなどしている。『左経記』長和五年三月二三日条に記された「件宅彼後家転左府已畢。而依為吉日、今度始渡給也。」は、こうした御堂家による利用が続く中、「彼後家」による「左府」への「転」（委譲）<sup>21</sup>をもって所有関係に決着が付いたことをいうのであろう。

さて、このように見てくると、『宇治拾遺』第六一段は、第六〇段の「宇治殿」をもって説話排列に「糸」として埋め込まれた「業遠が家」＝「高倉殿」の文脈にしたがって読めば、長和五年の後家による高倉第委譲の由縁、ひいては「高倉殿」の由来を語った物語りということになる。それはほかならぬ業遠の蘇生遺言、愛顧報恩

の遺志によることだった、というわけである。

#### 四 道長像の変貌——暴露の語り

こうして『宇治拾遺』は、本話題を「業遠が家」委譲の「要事」遺言の物語りとして語り直している。問題は、そうした「要事」への問いが生み出した物語りが本話題の理解に何を引き起こすかだが、そこではおそらく当初の「道長をめぐる業遠愛顧憐憫の物語り」は維持されない。

「いひをくべき事あらむかし」——、それは「委譲」を念頭に描いての発話ではなかったか。「不便の事なり」——、「不便」は不憫ならぬ「便なし」、つまりは不都合の意ではなかったか。<sup>22</sup>さらに観修の召喚は、道長の業遠への憐憫の情に出るものではなく、御堂家にとつての文字通り「要」の一言「委譲」の語を引き出すためのもので、観修はこれに荷担したということではないのか。

ここに道長像は業遠愛顧憐憫の人から業遠宅横領掠奪の徒へと変貌する。

変貌する道長像。しかし、この道長像は次のようなエピソードを「予備知識」として備える者にとつてはかえって分かりやすいものだったであろう。それは業遠没後の寛仁二年（一〇一八）の十二月のこと、業遠息男の長門守高階業敏が国人「鑄銭司判官土師為元」との確執の中で愁訴を受けた事件で、為元の訴えは認められ、業敏

は公卿定も法家勘申も無いままに解却された。これについて、『小右記』の実資は次のように解却の背景を窺い、驚きを表明している（七日条）。

件為元、是大殿（稿者補、道長）毎年献上牛者也。国司與為元  
遞成大乱。而無被定是非、偏依為元申所被解却、如何。業敏者  
故業遠朝臣子、業遠者大殿無雙者也。死後被解却子官、万人有  
所言歟。

毎年牛を献上する為元の肩をもって審理を差し止める道長。先に道長の業遠愛顧の証しとして引いた「業遠者大殿無雙者也。」に続くのは「死後被解却子官、万人有所言歟。」だった。亡父業遠の功を顧みず、現今の佞者に左袒して遺児業敏の国司解却に及ぶ道長像は、生前奉仕の業遠の邸宅について、没後にその委譲を後家に迫り、以て自家の門地拡張を図る道長像と相貌が重なる。

実資の言う「万人有所言歟」が現実のものとなったかどうかは確かめられない。しかし、この一件はそうした声とともに人々の記憶に留まり、道長の酷薄な実像を伝えるものとなったであろう。『宇治拾遺』が語りなした「要事」の物語りもまた、かかる記憶や伝承と響き合いつつ「万人有所言歟」の声を誘い、実資と同様に道長なる人物への視界を開く。そしてそれこそが、「要事」への問いから「高

倉殿」に想到し、そこへの回路（糸）を編述に仕組む『宇治拾遺』の企図するところであった、とおぼしい。

ところで、『宇治拾遺』はこうして「要事」に言及しない。道長をめぐる業遠愛顧憐憫の物語りから「要事」追究への回路を仕組んで暴く。道長をめぐる欲望の物語りへと話題性の転換を図るが、編述主体の暴くのは道長の欲望ばかりではない。そのことを窺わせるのは業遠・観修の没年に関わる齟齬、というより、原話以来のその齟齬の踏襲である。業遠は寛弘七年（一一〇一）四月十日の卒去（『権記』同日条。四十六歳）。観修は寛弘五年（一一〇八）七月八日の寂（『元亨釈書』巻第四。六十四歳）。したがって観修は業遠蘇生加持の任を果たすことができない。

この齟齬は『古事談』『真言伝』の同話にもあり、諸注は「何らかの誤伝または仮托」とする。しかし、「舞台の前面からはにわかに見えぬ「糸」を仕組み、取り上げてきた「予備知識」の数々を前提に「要事」の物語りを構成する『宇治拾遺』の編述主体が、依拠資料（『古事談』）に残されたこの齟齬を見逃すかどうか。もしこの齟齬もまた「糸」を手繰る糸口として残されたのだとすれば、それは「要事」を要件としない本譚原話に潜められた語りの欲望への視界を開く仕掛けと評すべきであろう。

見たとおり、観修加持の話題は、道長と「有験之僧」観修との関係をめぐる「予備知識」を背景に、信任厚い観修の召喚を語って道

長の業遠への憐憫の情深さを印象づける。けれどもそこに嘘が構えられたと分かれば、露わになるのは作為である。愛顧憐憫する道長像の捏造（業遠と道長との関係の細やかさ）「道長の部下に対する心やさしい配慮」に向けた作為。そしてそこに見透されるのは、語り（騙り）の欲望である。あえてする齟齬の踏襲はこの作為、したがって欲望への眼差しを読者に開く糸口としてある。

この欲望は道長賛嘆を志向する歴史語りのものだが、この欲望への視界を開く『宇治拾遺』はそうした歴史語りのあり方をメタ化し批評する位相にあるものであろう。

## 五 おわりに

鶴見俊輔氏はその漫画論の中で、パロディとは「いくらかちがう様式」としてのパーレスク（「何かの原作の形だけをまねて、それをおかしいものにして見せる方法」）を取り上げ、アイザック・ディズレーリ『文学の珍談集』（一七九一年）の次の一節を引いてその起源を紹介している。<sup>26</sup>

ホームーの詩を口ずさみながら町から町へとさまよって行った吟遊詩人たちのすぐあとから、べつの一隊のさまよいびとがつづいていた——それは道化師たちであって、（先に行った吟遊詩人の）おごそかなしらべをもじったり、茶化したりすること

によって見物人をよろこばせたのである。

また、漫画家・富永一朗をパーレスク詩人とみなして、次のようにも述べている。

大衆が、新聞やラジオからおくりつけられる紋切り型の言葉で、考え方のわくをつくられるという側面は、ウォルター・リップマンの『世論』（一九二二年）のかた言われてきたものだが、その紋切り型の言葉を用いてしかも自分の意見を言わず、しかも相当程度まで新聞・ラジオの送り手とはちがう意見を同じ紋切り型をとおして言い得ている場合もある。新聞やラジオやテレビを、ホメーロスの時代の吟遊詩人に見たてるならば、そのあとにくっついて歩いて、前に行った人たちの言ったことをひっくりかえしてうらの意味を明らかにするパーレスクの詩人たちの一行もまた同じマスコミの一隅をかりて営業がなりたつ。

『宇治拾遺』の編述主体が原話以来の『古事談』本文をほぼそのまま踏襲しつつ、「舞台の前面からはにわかに見えぬ「糸」を操って行っているのはこのパーレスクであろう。道長称賛の物語の「紋切り型の言葉」を用い、「舞台の前面」では「自分の意見を言わず」、「一寸した予備知識」を賦活しうる者に向けて依拠資料とは「ちが

う意見を同じ紋切り型をとおして言い得ている」、しかも「前に行った人たちの言ったことをひっくりかえしてうらの意味を明らかにする」「宇治拾遺」。相手取っているのは藤原道長をめぐる「世論」<sup>11</sup>「英雄詩」「大鏡」世継の語り、『栄花物語』など、すなわち「イリアス」「オデュッセイア」同様の歴史語り。その「原作の形だけをまねて」「おかしいものにして見せる」「宇治拾遺」の歴史批評の位相は、この「パルレスクの詩人」とも「道化師」とも称される人々のそれに相同する。

【注】

(1) 三木紀人氏「背後の貴種たち―宇治拾遺物語第一〇話とその前後―」(『成蹊国文』第七号、一九七四年二月)。なお、話題番号について、『宇治拾遺』諸本が『伊勢物語』等と同様に改行改段をもって話題の区切りとしているところから、本稿では「話」でなく「段」を用いた。

(2) 新日本古典文学大系底本の陽明文庫本と他本との本文異同は次の通り。

解脫寺―説(ミセケチ傍書「脱」伊達本)

召して―ナシ(古活字本・万治二年板本)

(3) 『古事談』二五三段の本文は以下の通り。

業遠朝臣(傍記「右(左イ)衛門権佐高階敏忠男春宮亮丹波守」)卒去之時、入道殿(割書「御堂」)被仰云、定有遺言事歟、不便事也トテ、召具観修僧都向業遠之宅給、加持之間、死人忽蘇生、遺言要事等之後、又以閉眼(割書「云云」)。

『宇治拾遺』冒頭に「これも今は昔」とあり、『古事談』に傍記があるほかは、

両者の異同は次の数カ所に限られる(「宇」<sup>12</sup>『宇治拾遺』。「古」<sup>13</sup>『古事談』)。

(宇) 死る時―(古) 卒去之時

(宇) ひをくべき事あらむかし―(古) 定有遺言事歟

(宇) 解脫寺の観修僧正を召して―(古) 召具観修僧都

(宇) 要事をいひて後―(古) 遺言要事等之後

(4) 三木紀人・浅見和彦両氏校注『宇治拾遺物語・古本説話集』(新日本古典文学大系42、岩波書店、一九九〇年一月、第六一段脚注評)。

(5) 『御堂閔白記』寛弘四年(二〇〇七)八月二日条「天晴。着宝塔。進膳。又依申金照着石蔵。定金照房。其寺甚美也。進膳。則立野極。乘馬。従下道着水辺。「源」頼光・「平」維叙・「高階」業遠等来。余人、依誠不来。入夜宿。」(□内は大日本古記録の傍記。以下同)。

(6) 『御堂閔白記』寛弘七年(二〇一〇)三月三日条「依召参大内。承可有除目由。以外記「小野」文義、催諸卿。未時着陣座。申划下賜申闕国申文卅七枚。申文□枚撰上、則奏聞。依召参上御前。依仰任之。(裏書)卅日。丹波守業遠依病辞退。以尾張守「大江」匡衡遷任。」

(7) 角田文衛氏監修『平安時代史事典』本編下(角川書店、一九九四年四月)「高階業遠」項(斎藤照子氏執筆)。

(8) 『栄花物語』巻第一五「そのたびの御惱み(稿者補)道長の病惱。『栄花物語』巻第七は長保三年(一〇〇一)のこととする)には、よき験者どもありしかばこそ、いと頼もしかりしか。長谷の観修僧正、観音院の僧正(稿者補、勝算)などは、なべてならざりし人々なり。観修僧正は、やがて殿の内にさぶらひたまひしに、僧都なりしを、この御惱みおこたせたまひたりとてこそは、一条院、僧正になされたまへりしか。」

(9) 『元亨釈書』巻第四・慧解三、「園城寺勸修」条。「初永延元年。羽林中郎将藤道長陰語曰、我不得法力難受大拜、願師加意焉。修諾之。(中略)



不滿十年據鼎鉉。皆修之力也。」

- (10) 注9、同。「上略」相国(稿者補、道長)語修曰、許多瓜子何為毒、修誦咒加持、忽宛軼騰躍、一座驚怖。(下略)「

- (11) 『御堂閔白記』寛弘五年(一〇〇八)六月一三日条「有惱事、久不他行。而長谷僧正「観修」重惱者。即馳向。」

- (12) 『続本朝往生伝』1「一条天皇」条、寛弘八年之夏、依御通位、於一院落飾入道、経日不予。慶円座主退下之間、已以崩御。帰參之後、入夜御所、

招院源白、聖運有限、非力之所及、但有生前之約、必可令唱最後念仏、此事相違、此恨綿々、可被請靈山釈迦、試仰仏力、定未遠遷御。院源打鐘啓白。慶円見其念珠、誦不動火界呪。未及百遍漸以蘇息、左相自直廬

- (13) 顛倒衣裳被忿參。慶円即依生前之御語、令唱念仏百余遍訖。其後登霞。」小林保治・増古和子両氏校注『宇治拾遺物語』(新編日本古典文学全集

- 50、小学館、一九九六年七月)、本章段頭注評。

- (14) 高橋貢・増古和子両氏訳注『宇治拾遺物語』上(講談社学術文庫、二〇一八年三月)、本章段(参考)項末尾評。

- (15) 注4前掲書、本章段脚注評。

- (16) 注7、同。「高倉殿」項(龐谷寿氏執筆、参照)。

- (17) 注1、同。竹村信治氏「説話の言述―『宇治拾遺物語』から―(説話と説話文学の会編『説話論集』第七集、清文堂、一九九七年一〇月、改稿して同『言述論』(笠間書院、二〇〇三年五月)など)。

- (18) 大津透・池田尚隆両氏編『藤原道長事典』(思文閣出版、二〇一七年九月)「高倉第」項(吉田幹生氏執筆、参照)。

- (19) 『御堂閔白記』寛弘五年(一〇〇八)二月条「三十日。辛酉。渡業遠「高階」宅。」同三月条「四日。乙丑。從業遠宅還來。」

- (20) 『小右記』寛仁二年(一〇一八)二月一七日条に「撰政(稿者補、頼通)出居故業遠宅(高倉)者、即大殿(稿者補、道長)領土御門家之東町。」

とある。

- (21) 『御堂閔白記』長和四年(一〇一五)閏六月条「廿六日。甲辰。藏人「藤原」親業来仰云、日来花山院有御説経、而從皇后宮「城子」被申云、修理大夫「通任」家有死穢、東宮「敦成親王」彼花山院如同所也、御「イ彼」御説経穢未到前、可被遷他所者。尤可然。令遷者、仰可遷業遠「高階」宅「高倉第」由。」

- (22) 注16、18の両事典は「転」を「買得」と解するが、『小右記』寛仁二年(一〇一八)二月七日条には道長家法華八講の捧物「玉帯」について「故業遠後家「帯、忽買」の割書が見える。「買」との異なりを有意として「委譲」とした。

- (23) 大野晋氏編『古典基礎語辞典』(角川学芸出版、二〇一一年一〇月)の「不便」項には、

①不都合である。具合が悪い。困ったことである。▽「下家司ノ男ガ」御供に人もさぶらはざりけり、ふびんなるわざかな」とて(源氏・夕顔(以下、用例略)

②気の毒である。かわいそうである。▽「紀伊守ガ」あやしく、やうものとの「同ジヨウニシテ」、かしこにてしも「大君・浮舟ハ」亡せたまひけること。昨日も「薰ノ様子ハ」とい、ふびんにはべりしかな(源氏・手習(以下、用例略)

- (24) 川端晋明氏『古事談』解説(新日本古典文学大系41『古事談』続古事談、岩波書店、二〇〇五年一月)には「先行文献への顕兼の態度として第一に言わねばならぬことは、(中略)先行に対するその無批判性である。例えば先行がもつ誤りはおよそ正されることがないであろう。」との指摘がある。

- (25) 注4前掲書、本章段脚注評。

- (26) 第2期・現代漫画3『富永一朗集』(鶴見俊輔・佐藤忠男・北杜夫三氏編  
筑摩書房、一九七一年三月)。引用は松田哲夫編『鶴見俊輔全漫画論』1  
(ちくま学芸文庫、二〇一八年五月) 3「パレレスクについて―富永一朗  
による。以下同。

※本文引用依拠文献は以下の通り。但し、漢字は通行の字体に改め、一部表  
記を私に改めたところがある。章段数などもこれによる。

- ・新日本古典文学大系(岩波書店) : 『宇治拾遺物語』、『古事談』
- ・新編日本古典文学全集(小学館) : 『栄花物語』
- ・日本思想大系(岩波書店) : 『続本朝往生伝』、
- ・大日本古記録(岩波書店) : 『小右記』、『御堂閔白記』
- ・増補史料大成(臨川書店) : 『左経記』
- ・新訂増補国史大系(吉川弘文館) : 『日本紀略』、『元亨釈書』
- ・説話研究会編『対校真言伝』(勉誠社、一九八八年九月)

―いなみ・しんご― 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期在学―